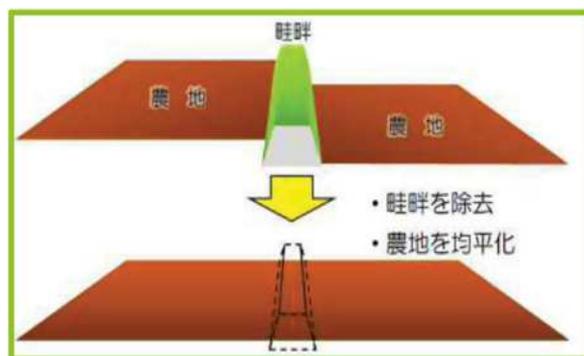


「農地の区画拡大や荒廃農地の解消します!!」 小規模農地基盤整備事業

農地を貸し出して
みませんか？

◆事業目的

市町村と連携し、地域の将来ビジョンを具体化する「地域計画(目標地図)」の実現を目指すとともに耕作放棄地の解消・発生防止等に資するため、一定のまとまりのある農地に対し畦畔の除去・農地の均平化・伐根・整地などの簡易な基盤整備を支援し、協力金を支払います。



農地の区画を大きくし、連続性を
高め、生産性の向上を図ります。

◆主な支援内容

農地の区画拡大や荒廃農地の解消等に伴い、畦畔の除去・農地の均平化・伐根・整地などの簡易な基盤整備を実施します。

(工期：農地調整及びマッチング1年、工事1年)

また、農地を担い手農家等の方へ貸していただく場合、出し手農家の方へ協力金をお支払いします。

(30,000円/10a (1回のみ)：県農業会議が行う農地中間管理権設定時)

農地所有者と担い手農家の貸借等の合意がなされている農地に対し、双方の方とヒアリングを行い、基盤整備や農地中間管理権設定に向けたマッチングをサポートします。

神奈川県、農地所有者、担い手農家の間で覚書を締結のうえ、簡易整備を行います。
(地域計画を達成するため、一定のエリアにおける農地集積が必要です。地元調整においては、市町村と連携しながら進めます。)

◆対象農地

農地中間管理事業対象地域(市街化区域以外)の農地が対象ですが、「農業振興地域整備計画」において農用地区域に指定されている農地等については、優先的に取り扱います。(山林化した農地などについては、本事業の対象外となる場合があります。)

◆支援の要件

担い手農家等の方へ「6年以上の期間で農地中間管理権の設定」が要件となります。
※所有権を移転する場合も事業は可能ですが、協力金のお支払いはありません。

【お問い合わせ先（各地域）】

◆横浜川崎地区農政事務所 地域農政推進課 電話：045-934-2372（直通）

（所管：横浜市、川崎市）

◆横須賀三浦地域県政総合センター 農政部農地課 電話：046-823-0210（代表）

（所管：横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）

◆県央地域県政総合センター 農政部農地課 電話：046-224-1111（代表）

（所管：相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）

◆湘南地域県政総合センター 農政部農地課 電話：0463-22-2711（代表）

（所管：平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町）

◆県西地域県政総合センター 農政部農地課 電話：0465-32-8000（代表）

（所管：小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）

【事業全体に関する問合せ先】

神奈川県土地改良事業団体連合会

電話：046-231-3242

神奈川県環境農政局農水産部農地課 農地企画グループ

電話：045-210-4468

県荒廃農地対策HPのQRコードはこちら→

